

- ① 非課税世帯・老齢福祉年金受給者、生活保護世帯
 $6,615円 \times 2 / 4 = 3,307円$
- ② 非課税世帯
 $6,615円 \times 3 / 4 = 4,961円$
- ③ 本人非課税
 $6,615円 \times 4 / 4 = 6,615円$
- ④ 本人合計所得金額250万円未満
 $6,615円 \times 5 / 4 = 8,268円$
- ⑤ 本人合計所得金額250万円以上
 $6,615円 \times 6 / 4 = 9,922円$

となります。詳しいことは、9月中に本人宛て直接通知されることになっています。

介護サービスを受けている途中でも、サービス計画の変更（見直し）はできます。

たとえば、当初、通所リハビリを週2回やっていたが、本人が外出を嫌がったので週1回にして、代わりに訪問リハビリを週1回入れてもらいたい。家事援助を増やしたい…など。

このような訪問と通所サービスの中で、サービスの種類を変更するのは比較的簡単にできます。ケアマネジャーに申し出れば手続きをしてくれます。また、サービスを続ける場合でも、利用者の希望、からだの状態などに合わせて、新しいサービス計画を作ってくれます。

Q3

すでに介護サービスを受けていますが、途中でサービス計画を変更できますか。

A

Q4

ホームヘルパーが気に入らないときは、すぐに代えてもらえるでしょうか。

A

ヘルパーのサービスや対応が自分に合わなければ、事業者伝えて代えてもらったほうがいいでしょう。

訪問介護サービスを行う事業者は、契約に基づいて利用者の希望をもとに、サービス提供のための訪問介護計画を立てたうえで、適切な介護サービスを行う義務があります。事業者も利用者の希望を尊重してヘルパーを代えてくれるでしょう。代えてほしい理由をはっきり伝えましょう。直接言いにくければ、ケアマネジャーを通じて伝えるのもひとつの方法です。